

## 選挙権・被選挙権の要件

種別	選挙権	被選挙権	選挙権・被選挙権をもたない者（共通）
衆議院議員	日本国民で満 18 歳以上であること	日本国民で満 25 歳以上であること。	①禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 ②禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く） ③公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、実刑期間経過後 5 年間（被選挙権は 10 年間）を経過しない者。または刑の執行猶予中の者 ④選挙に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者 ⑤公職選挙法に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者 ⑥政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている者
参議院議員	※18 年目の誕生日の前日の午前 0 時から満 18 歳とされます。	日本国民で満 30 歳以上であること。	
都道府県知事	日本国民で満 18 歳以上であり、引き続き 3 カ月以上その都道府県内の同一の市区町村に住所のある者	日本国民で満 30 歳以上であること。	
都道府県議会議員	※上記の人が引き続き同一都道府県内の他の市区町村に住所を移した場合も含む。 ただし、移転先市区町村からさらに同一都道府県内の他の市区町村に住所を移した場合は、含まれない。	日本国民で満 25 歳以上であること。 その都道府県議会議員の選挙権を持っていること。	
市区町村長	日本国民で満 18 歳以上であり、引き続き 3 カ月以上その市区町村に住所のある者	日本国民で満 25 歳以上であること。	
市町村議会議員		日本国民で満 25 歳以上であること。 その市区町村議会議員の選挙権を持っていること。	